

2 条例のポイント

この条例では、自治の担い手である市民・市議会・市長の権利・権限や責務を定めるとともに、市政運営の基本的な仕組みや市民参画・協働などの在り方についても明らかにしています。

また、市民の皆さんから自治・まちづくりに一層積極的にかかわっていただけるような仕組みや制度についても定めています。



目指すべき「まちの姿」や自治において「大切にすること」を明らかにしています

自治の担い手の「役割」やそれぞれの「関係」を定めています

市民の皆さんの「権利を守る制度」や、より良いまちをつかっていくための「仕組み」を定めています

総 則
(第1章)

自治の主体の権利・権限と責務
(第2章～第4章)

自治の仕組み等
(第5章～第9章)

条例の
位置付け等
(第10章～第11章)

目的 この条例の内容や目的を定めています → 8 P

定義 この条例で用いている重要な言葉の意味を定めています → 8 P

自治の基本理念 まちづくりや市政運営において基本となる考え方をまとめています → 9 P

- ・市民主権
- ・人権の尊重
- ・非核平和への寄与
- ・地球環境の保全
- ・地域特性の尊重
- ・地方分権の推進及び自主自立の市政運営

自治の基本原則 自治を進めていく上で大切にすべき4つの行動原則を定めています → 9 P

- ・情報共有の原則
- ・市民参画の原則
- ・協働の原則
- ・多様性尊重の原則

市民の権利及び責務 自治の主役である市民の皆さんの権利とそれに対応した責務を定めています → 10 P

市議会の権限及び責務等 市民の代表である市議会や市議会議員の責務などを定めています → 11 P

市長等の権限及び責務等 市民の代表としての市長や、市政にかかわる事務を行う機関や職員の責務などを定めています → 12 P

市政運営 市議会や市長等による市政運営の基本的な進め方を定めています → 13 P

市民の皆さんの権利を守ったり、自治・まちづくりに一層積極的にかかわっていただけるような仕組みや制度について定めています → 14 P

安全・安心な市民生活を確保するための「危機管理」に対する基本姿勢を定めています → 17 P

都市内分権 身近な地域の課題の解決に向けて、地域の皆さんの意見をもっと反映していくための仕組みを定めています → 18 P

市民参画、協働等 市民参画や協働による自治を一層進めていく上で、市議会や市長等が取り組まなければならないことなどを定めています → 20 P

市民投票 市政運営に関する重要なことについて、市民の皆さんの意思確認を行うための「市民投票制度」について定めています → 22 P

国、県及び他の自治体等との関係 国、県、他の自治体、海外の自治体等との関係を定めています → 23 P

最高規範性 この条例が上越市の自治に関して最も基本となる条例であることを定めています → 23 P

見直し等 この条例の見直しや改正の進め方を定めています → 23 P

自治を進める4つの行動原則

この条例では、自治を推進していく上で、自治の担い手である「市民・市議会・市長」が共有すべき4つの行動原則を定め、それぞれの役割を明確にしています。



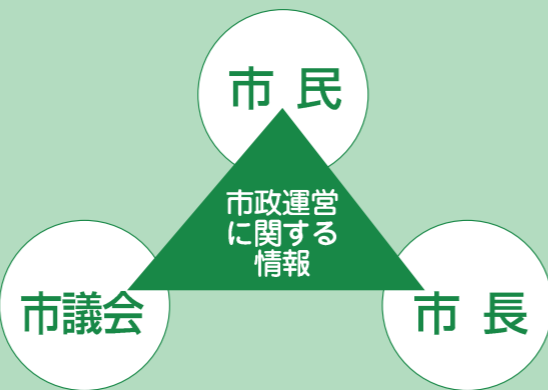
1 情報共有の原則

みんなで情報を共有することが大切！

- ・市政運営に関する情報を知る権利
- ・市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるよう努める



例えば、市政情報コーナーで○○計画を閲覧



- ・透明性の高い市政運営
- ・市民への説明責任
- ・広く市民の意見を聴く

- ・透明性の高い市政運営
- ・市民への説明責任
- ・広く市民の意見を聴く

3 協働の原則

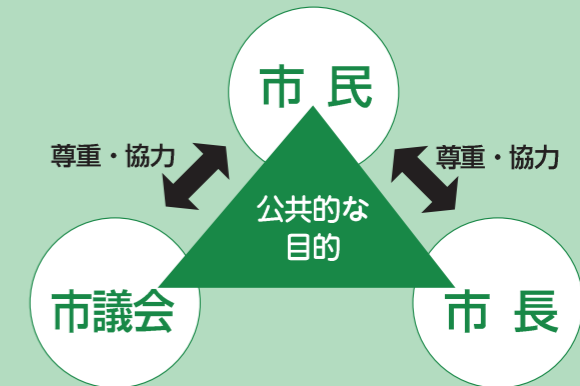
公共的な課題はそれぞれの持ち味をいかして解決！

◎協働の定義
市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くこと

- ・協働をする権利
- ・自らの発言、決定及び行動に責任を持つ



例えば、公共的課題（歩道の雪処理）は、市民と行政（流雪溝）の力で解決



- ・協働の考え方や相互の役割分担を話しあい、あらかじめ明らかにする
- ・相互理解と信頼関係の構築に努める

2 市民参画の原則

市民の声がもつといかされる市政運営へ！

◎市民参画の定義
市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわること

- ・市民参画をする権利
- ・自らの発言、決定及び行動に責任を持つ



例えば、子育て支援策を考える会議に参加して意見を言う



- ・市民参画の機会を保障
- ・市民参画に関する制度の整備
- ・市民参画に関する制度の周知

4 多様性尊重の原則

人も地域も個性を大切に！

